

京都市告示第362号

生活保護法第55条において準用する同法第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、生活保護法による医療扶助及び中国残留邦人等支援法第14条第2項第3号に規定する医療支援給付のための施術を担当させる者を、次のとおり指定しました。

平成27年9月11日

京都市長 門川大作

施術者指定

| 施術者の氏名 | 施術所の名称         | 所在地                          | 指定年月日          |
|--------|----------------|------------------------------|----------------|
| 時岡 哲也  | あさひ接骨院         | 左京区田中大堰町186                  | 平成27年7月<br>27日 |
| 原田 雅史  | あさひ接骨院         | 左京区田中大堰町186                  | 平成27年7月<br>27日 |
| 松村 直彦  | 松村鍼灸院          | 中京区西ノ京樋ノ口町40                 | 平成27年8月<br>24日 |
| 宮尾 嘉晃  | 四条烏丸中央整骨院      | 中京区蛸薬師通室町西入姥柳町<br>193 上村ビル1F | 平成27年8月<br>1日  |
| 水野 親彦  | みぶひのき鍼灸整骨<br>院 | 中京区壬生檜町8-10 エル<br>デヒルズ102号   | 平成27年8月<br>26日 |

(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)